

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

タクシーの飲食宅配

国交省は、新型コロナに伴い今月末までの特例措置として認めていたタクシー事業者による食料・飲料の宅配業務を10月から制度化する。許可を得た事業者が対象。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

| | |
|------------|-------------------|
| 9/14(月) 先負 | 自民党総裁選投票 |
| 15(火) 仏滅 | 老人週間、新たな立憲民主党結党大会 |
| 16(水) 大安 | 臨時国会召集・首相指名選挙 |
| 17(木) 友引 | 旧暦8月1日 |
| 18(金) 先負 | |
| 19(土) 仏滅 | 彼岸入り |
| 20(日) 大安 | 動物愛護週間 |

先週の株と為替

| | 日経平均株価 | 円(対米ドル) |
|--------|-------------|--------------|
| 9/7(月) | 23,090 ▼115 | 106.19 ▼0.03 |
| 8(火) | 23,274 △184 | 106.26 ▼0.07 |
| 9(水) | 23,033 ▼241 | 105.93 △0.33 |
| 10(木) | 23,235 △202 | 106.05 ▼0.12 |
| 11(金) | 23,406 △171 | 106.23 ▼0.18 |

令和2年分の年末調整における申告書

基礎控除や給与所得控除の見直し等により、年末調整において提出する申告書などが変わります。

◎基礎控除申告書……基礎控除の控除額を10万円引上げるとともに、合計所得金額が2400万円超の場合は控除額が逡減し、2500万円超の場合は適用できないことになりました。これに伴い、「給与所得者の基礎控除申告書」を提出する必要があります。

◎所得金額調整控除申告書……基礎控除額を引上げる一方で、給与所得控除額は10万円引下げられ、給与収入が850万円超の場合は195万円が控除上限額となりました。ただし、給与収入が850万円超の方でも本人が特別障害者である場合や23歳未満の扶養親族などがいる場合は給与収入（1千万円超の場合は1千万円）から850万円を控除した金額の10%を控除する所得金額調整控除が設けられています。これに伴い、対象者は「所得金額調整控除申告書」を提出する必要があります。

◎ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴う申告……令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子がいるなどの場合は、ひとり親控除（35万円）が受けられます。また、寡婦（寡夫）控除はひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組され、扶養親族がいる寡婦も合計所得500万円以下等の要件が追加されるなど見直されました。この改正は令和2年分から適用され、改正前は寡婦（寡夫）控除の対象外だった方がひとり親に該当する場合などは「扶養控除等（異動）申告書」の提出が必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201534

家賃支援給付金の申請状況とよくある不備

家賃支援給付金は9月6日までに約43万件が申請し、約9万2千件に給付が行われています。

なお、申請の際は以下のような不備がないかを確認しましょう。

- 賃貸借契約書について、3月31日と申請日時点の両方で有効であることが確認できない、賃貸人と賃借人の署名又は記名押印が確認できないなど。
- 通帳等の支払実績の証明書類について、□座名義人・振込先・日付・金額が確認できないなど。
- 給付金の振込口座について、通帳の口座名義と申請者が一致していないなど。
- 添付書類について、画像がぼやけており読み取れない、マイナンバーが記載されているなど。

今月19日からイベント開催制限を緩和

政府は、新型コロナの感染予防のために実施していたイベントの開催制限を今月19日から緩和し、上限5千人とした人数制限を撤廃します。

これにより、観客が歓声や声援などの大声を発することがないイベント（クラシックコンサートやミュージカル、講演会、展示会など）は施設の収容人数の100%以内まで可能となります。

一方、大声を発するイベント（スポーツイベントやロックコンサート、ライブハウスなどのイベントなど）は収容人数の50%までとなります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年分の年末調整から提出が必要となる申告書

◆基礎控除と給与所得控除に関する改正

◎基礎控除の見直し

控除額を10万円上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、所得金額に応じて控除額が逓減し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はできないこととなりました。

この改正に伴い、年末調整において、基礎控除の適用を受けるためには、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければなりません。

| 合計所得金額 | 控除額 | |
|--------------------|------------------|--------------|
| | 改正前 | 改正後（令和2年分以後） |
| 2,400万円以下 | 38万円 (所得制限なし) | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | | 32万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | | 16万円 |
| 2,500万円超 | | 適用なし |

◎給与所得控除の見直し

給与所得控除額を一律10万円引下げるとともに、給与等の収入金額が850万円を超える場合の控除額は、195万円が上限額となりました。

| 給与等の収入金額 | 控除額 | |
|------------------|----------------|----------------|
| | 改正前 | 改正後（令和2年分以後） |
| 162.5万円以下 | 65万円 | 55万円 |
| 162.5万円超 180万円以下 | 収入金額×40% | 収入金額×40%－10万円 |
| 180万円超 360万円以下 | 収入金額×30%+18万円 | 収入金額×30%+8万円 |
| 360万円超 660万円以下 | 収入金額×20%+54万円 | 収入金額×20%+44万円 |
| 660万円超 850万円以下 | 収入金額×10%+120万円 | 収入金額×10%+110万円 |
| 850万円超 1,000万円以下 | | 195万円 |
| 1,000万円超 | 220万円 | |

◎所得金額調整控除の創設

上記の改正に伴い、その年の給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当するもの、又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの、若しくは特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の10%（上限15万円）を給与所得の金額から控除することとされました。

年末調整において、この控除の適用を受けるためには、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」を提出しなければなりません。

※「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」は、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の3様式兼用です。

◆ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

◎未婚のひとり親に対する税制上の措置

現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次の要件を満たす場合には、ひとり親控除としてその年分の総所得金額等から35万円を控除することとされました。

- (1) その者と生計を一にする一定の子を有すること。
- (2) 合計所得金額が500万円以下であること。
- (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

◎寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦（寡夫）控除は、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組し、寡婦の要件について、扶養親族を有する寡婦も上記(2)と(3)が要件に追加されるなど見直されました。

◎令和2年分の年末調整の際の申告

上記の改正について、令和2年分は年末調整により適用され、次のような場合には、令和2年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに「扶養控除等（異動）申告書」の提出が必要です。

- * 改正前の「寡婦（寡夫）」に該当しない方が、改正後の「ひとり親」に該当する場合
- * 改正前の「寡婦（寡夫）」に該当する方が、改正後の「ひとり親」、「寡婦」に該当しない場合
- * 改正前の「寡婦（特別の寡婦を除く）」に該当する方が、改正後の「ひとり親」に該当する場合